議　会　運　営　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月２２日（木）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１１名）

委員長	名　取　顕　一
副委員長	田　中　香　澄
理　事	浅　川　のぼる
理　事	宮　本　伸　一
理　事	金　子　てるよし
理　事	上　田　ゆきこ
理　事	海　津　敦　子
委　員	石　沢　のりゆき
委　員	山　田　ひろこ
委　員	白　石　英　行
委　員	浅　田　保　雄

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
新　名　幸　男	副区長
加　藤　裕　一	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長

榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
畑　中　貴　史	総務課長

７　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	杉　山　大　樹
議事調査主査	菅　波　節　子
議事調査主査	高　橋　裕　美
議事調査主査	窪　田　英二郎
議事調査担当	平　尾　和　香

８　本日の付議事件

(1)　意見書について

(2)　議事日程について

(3)　本会議の流れ及び所要時間について

(4)　その他

午前　　９時５７分　開会

○名取委員長　おはようございます。

時間前ではございますが、全員おそろいですので、議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員、理事者とも、全員御出席をいただいております。

○名取委員長　それでは、意見書について、お願いをいたします。

資料１、意見書案を御覧ください。

各会派から提出された意見書案について、意見書等調整小委員会における協議の経過及び結果について報告を受けたいと思います。

山田意見書等調整小委員会委員長。

○山田意見書等調整委員会委員長　おはようございます。

それでは、意見を申し上げます。

１番、学校給食費無償化に当たり全額国庫負担等を求める意見書（案）についてです。

現在、国においては、2026年度から公立小学校等を対象として、児童１人当たり月額5,200円を基準とする学校給食費の負担軽減が開始され、東京都においては都内の公立学校に対する給食費負担軽減を進めています。

このように国・東京都・区市町村がそれぞれの役割を担いながら、給食費の負担軽減を進めているのが現状で、直ちに中学校を含めた全額国庫負担を求めることについては、財源や国と地方の役割分担を含め、慎重な検討が必要であるという意見もあり、一致を見ませんでした。

２、だれも置き去りにしない生活応援事業の実施を求める意見書（案）です。

今回のこの東京都の事業は、物価高対策とともに、東京アプリやマイナンバーカードの普及・活用を促進することを目的とした事業であります。そのため、障害のある方への支援については、個別の事情に応じて、必要な対応を検討すべきものであり、対象外となる方全てに一律の現金給付を行うことや、全ての行政サービスを紙で申請できるよう求めることとは、別の問題ではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

３、経営・管理ビザの厳格化と在留許可手数料引上げ撤回を求める意見書（案）です。

外国人の人権を尊重することは当然でありますが、適正な在留管理と人権保障は両立すべきものであります。

今回の改正は、制度の適正化であり、特に経営・管理という在留資格が本来の目的である日本で事業を経営・管理する外国人のためでなく、実質的な事業活動が十分でないケースなどに利用されることへの対応という側面があります。

そして、改正内容は、資本金等の基準を引き上げるだけでなく、常勤職員の雇用、経営者

の経験・能力、事業の実態などを確認し、経営・管理という在留資格にふさわしい事業者を受け入れるための制度整備になっております。

また、既存の在留者には、３年間の経過措置も設けられており、在留手数料についても、在留期間に応じた見直しになっております。経済的困難な方への減額免除措置も講じられております。

という意見もあり、一致を見ませんでした。

次に、４、自衛隊中央情報隊による違法なプライバシー侵害について調査・解明し、再発防止策を公表すること等を求める意見書（案）です。

防衛大臣は、この報道のあった翌日に、現地情報隊は海外派遣時の任務遂行や隊員の安全確保に必要な情報を収集することを目的としており、また、国内の有識者等から海外情勢について情報を得ることもその任務の一環とし行われているが、政府は今回の報道にあるような不適切な活動を確認していませんとコメントしております。

確認されていない情報をもって報道が事実であると結びつけるのは、適切ではないのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

５、ＡＩの開発や活用について戦争・軍事目的を禁止し人間の生存や地球環境と両立させる国際協定の締結を求める意見書（案）です。

政府は、ＡＩの急速な進展に伴う安全保障などのリスクについては、適切に対応して、必要があると認識をしております。

一方、政府は、国際社会がＡＩ開発を進める中で、おのおのの国が技術力や安全保障上の競争力を失うことを危惧しており、ＡＩのリスクには国際協調の下で適切なルールを整備しながら対応していくべきとの見解であり、先端ＡＩの開発を一時停止することや軍事利用を一律に禁止することを求める本意見書案には賛成できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に６、核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）です。

政府がＴＰＮＷのオブザーバー参加をしないのは、核廃絶に背を向けるものではなく、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ対話と協力こそが核兵器のない世界の実現に向けて重要との考えに基づくものです。

実際、日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加するＮＰＴ運用検討会議に向けた準備会合や、ＮＰＤＩなどを通じて、核兵器国を含む国際社会に対し、現実的かつ実践的な核軍

縮を働きかけております。

よって、この意見書には賛同できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

７、「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）です。

災害関連死を防ぎ、被災者の命と生活を守るという趣旨には同意をいたしますが、この意見書に掲げられた５項目については、既に政府が制度化し、強化し、現場で実施しているものであり、意見書の提出には賛同できないという意見があり、一致を見ませんでした。

次に８、化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）です。

化学物質過敏症に悩む方々への配慮や研究、啓発の必要性については、理解するところです。しかし、その発症メカニズムや客観的な診断基準、治療法など医学的に未解明な部分が多くあります。

また、香害については、既に国が５省庁連携で啓発を行っており、合理的配慮についても法制度が整備されています。

こうした現状を踏まえ、これらの科学的知見の蓄積と既に行われている取組、そして制度の着実な活用を進めることが適切ではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

９、夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）です。

政府としても、物価高や猛暑の中で困難を抱える子どもたちへの支援は重要な課題と認識し、このような対策は、地域、子どもの生活支援強化事業の中で行われており、令和８年度には拡充をされています。

この意見書の４項目についても、その多くは既に国の制度として実施、拡充されており、本意見書の提出には賛同はできないという意見もあり、一致を見ませんでした。

10、民生委員・児童委員への支援と担い手確保を求める意見書（案）です。

民生委員・児童委員の担い手不足や活動負担の増加については、重要な課題であると認識しています。

一方で、国は既に、民生委員・児童委員の活動費について１人当たり年額６万200円を地方交付税の積算に算入するとともに、研修や情報提供、保険制度の普及啓発など、活動を支えるための各種支援を講じています。

また、現役世代の参画や負担軽減についても、協力員の活用やＳＮＳ等による周知など、新たな取組を進めているところです。

さらに、東京都においても、令和８年度から活動費の増額や委員を雇用する企業への協力金など、地域の実情に応じた支援が始まっています。

したがって、既に国や自治体による地域の実情に応じた支援策が講じられている中で、全国一律の追加的な財政措置等を求めることについては、賛同できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

11、非核三原則の堅持を求める意見書（案）です。

現在の日本を取り巻く安全保障環境は、核・ミサイル能力を含め、厳しさを増しています。その中で日本は、核兵器を保有せず、非核三原則を基本方針として堅持しながら、米国の核を含む拡大抑止によって国民の生命と平和を守ることも不可欠であります。

安全保障環境が変化する中で、核軍縮を進めることと、現実の脅威から国民を守るための抑止力を確保することは両立させなければならないという意見もあり、一致を見ませんでした。

12、ジェノサイド条約への早期加入を求める意見書（案）です。

日本も、ジェノサイドの防止・処罰には賛成し、ＩＣＣも支持し、条約加入を検討しておりますが、条約加入には、国内法との整合性という具体的な法的課題があり、表現の自由など基本的人権にも関わるため、慎重な検討が必要であります。

速やかに加入せよと国に求めることには、賛同できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

13、買う側の責任を明確にする売春防止法の改正を求める意見書（案）です。

法務省の検討会では、売春の相手方となる者による関与等について、何らかの規制を設けるべきとする意見が複数出ております。そして、具体的な規制の在り方を検討しております。生活再建及び売春からの離脱に向けた支援については、令和４年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、これに伴って売春防止法の保護更生、補導処分に関する規定も削除されております。

既に国が進めている支援策を踏まえた上で、刑事規制と支援をどう組み合わせるかを慎重に検討すべきではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

14、働く人の健康と生活時間を守る労働時間法制の維持・強化を求める意見書（案）です。

長時間労働を防ぎ、働く方の健康と生活を守るという趣旨は、理解をいたします。ただし、今回の厚生労働省の見直しは、時間外労働の上限規制を緩和するものではなく、法定上限を維持した上で、各事業現場の実態や健康、福祉確保措置を踏まえ、より実効性のある監督指

導を行うものであります。

また、勤務時間インターバルやつながらない権利、裁量労働制等についても、現在、労働政策審議会で検討が進められております。

以上の理由から、この意見書案には賛同できないという意見があり、一致を見ませんでした。

15、激甚化する豪雨に対応した都市型水害・内水氾濫対策の抜本的強化を求める意見書（案）です。

豪雨の激甚化や都市型水害への対策の重要性については、政府も十分に認識しており、既に流域治水を柱として、この６項目にあるような河川や下水道の整備、雨水貯留、浸透対策、ハザードマップの整備、官民連携、自治体への財政支援などを進めており、既に制度化、実施されております。

地域ごとの浸水リスクや費用対効果も考慮すべきであり、一律の施設整備や補助拡充、別枠財源を求めることは適切ではないのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

16、改正個人情報保護法の適切な施行を求める意見書（案）です。

今回の改正法は、データの有用性と個人の権利利益の保護を両立させることを目的としており、生体情報や子どもの情報の保護強化、本人の利用停止請求の拡充、課徴金制度など、必要な措置は既に講じております。

また、今後の政令、規則、ガイドラインについても、個人情報保護委員会が具体化を進めております。

そのため、現時点で政府に対して改めて措置を求める必要はないのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

17、米政権に、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長らに対する制裁措置の撤回を求める意見書（案）です。

日本は、この制裁に対し大変残念とし、ＩＣＣを一貫して支持すると表明しています。そして、関係国と意思疎通を取りつつ、国際社会における法の支配の強化に取り組むとしています。

この意見書が求めている米国に対し直ちに制裁の撤回を要求することについては、外交・安全保障上の幅広い事情を踏まえ、対話を通じて法の支配を強化していくことが現実的な対応ではないか。具体的な外交措置を区議会から政府に求めることには慎重になるべきであるという意見もあり、一致を見ませんでした。

そして最後、18、児童虐待に関する相談・支援記録の原則永久保存等を求める意見書（案）です。

国は既に、児童相談所の記録について、将来的な活用が見込まれる事例は長期保存とするなど、事案の性質に応じた保存を求めています。

また、電子化についても、国の指針に位置づけられ、本人による自己の個人情報の開示、訂正、利用停止を求める制度も整備されております。

全ての記録が原則永久保存となると、個人情報の安全管理や自治体の実務負担等も含め、慎重な検討が必要ではないか。既存制度の適切な運用と改善を進めていくことが大切ではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

以上のとおり、報告させていただきます。

○名取委員長　ただいまの小委員会委員長の報告のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長　続きまして、議事日程についてです。

資料２、議事日程を御覧ください。

事務局長より、本日の本会議の日程について報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　それでは、議事日程について御説明をいたします。

日程第１から第４までとして、決算審査特別委員会における審査終了分の令和７年度４会計決算でございます。

以上でございます。

○名取委員長　それでは続きまして、本会議の流れ及び所要時間について、報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　それでは、本日10月22日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、吉村美紀議員と名取顕一議員が指名されます。

次に、日程に入ります。

日程第１から第４までとして、報告第１号から第４号までの４件が一括して議題とされ、田中香澄決算審査特別委員会委員長の報告の後、起立表決による個別採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

次に、本日の所要時間でございますが、開議宣告から散会宣告までが66分程度と見込んでおります。

説明は以上です。

○名取委員長　ただいまの事務局長の説明のとおりとしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長　その他に入ります。

委員会記録について……。

（「委員長」と言う人あり）

○名取委員長　白石委員。

○白石委員　ちょっと御提案なんですけれども、今定例会では、国の通達を受けて、全議員提出議案として、宿泊業法の運営に係る一部改正する条例を出すことができて、大変よかったなと。区民の住環境を守るためによかったなというふうに思っています。

その後の決議なんですけど、委員会決議はされたものの、本会議決議がされてないんですが、その在り方というのは、決議というのは、いわゆる私たち議会が示す議決であるとなると、対外的に意思を表示するための一つのツールであるというふうに思っているんですが、それができなかったことは非常に残念だなというふうに認識しています。

で、文京区議会の長い歴史の中で、改めてこういう事案が出たのはなかったと思うんですが、議論する必要性があると思うので、これはちょっと議長のほうに御提案を申し上げ、議論していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○名取委員長　市村議長。

○市村議長　ただいまの白石議員の発言については、幹事長会において、議題とすることについて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○名取委員長　よろしいですか。

金子委員。

○金子委員　今の白石委員の御提案との関係で、ちょっと確認したいんですけれども、今回の民泊の住宅宿泊事業法、施行条例かな、についての決議というのは、確かに委員会における附帯決議だったというふうに理解しているんですね。それと、委員会における条例などを制定した際の附帯決議と一般に、まあ、今、決議という言葉はありますけれども、議会全体での、例えばこの間でいうと、ロシアによるウクライナへの戦争が始まったときに、議会全体の決議というのはありましたよね。そのロシアの戦争のときのいわゆる決議と、委員会における条例制定時、議決時の附帯決議、これはおのずとその性格が違うのか、また同一なのか、そのことを整理した上で、今の御提案をどうするのかというのを考える必要があると思うんですけれども、それは、ちょっと今の白石委員の御提案の流れでいうと、その両者が何か同一かのような捉え方なのかなとちょっと思ったんですね。違いますか。そこのところ整理して、説明できますか。いやいや、それ事務局にちょっと確認したいんです。

（「いや、僕の真意は……」と言う人あり）

○名取委員長　白石委員。

○白石委員　本会議場でやれば、全議員の意が反映されたと。今回は、厚生委員会だけということで、もうそこに差があるだろうというふうに認識しているので、こういうことを今後どういうふうに扱っていくかという面では、私は、せっかく全議員提出議案である中で、こういうことがどうして起きたか分からないんですが、きちんと対外的に……全議員提出議案でしょう、違うの。違う。１人いなかったか。あ、そうか。いなかった中で、ごめんね、そういう中で、この委員会決議というのと本会議場での決議には、僕は差異があると思うので、その辺をしっかり取り扱っていただきたいという真意でございます。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　今回の委員会の附帯決議というのは、あくまで委員会の中での意思決定ということでございまして、議会全体の意思という形にはなっていないということでございます。

文京区では、意見書と決議に関しては、内規を持ってございまして、全議員が同意をしないと本会議にかけられないということでございます。今回の委員会での意思決定、議決の附帯決議を全会一致として議決する、個別に議決するということになると、全議員の同意が必要となるわけですけれども、今回は全議員の同意が得られなかったので、委員会としての意思としては成立しているんですけれども、議会としての議決としては成立していないという形になってございます。

○名取委員長　よろしいですか。はい。

それでは、ただいま議長の発言のとおり、幹事長会で議題とするということで、検討していただけるということでございます。

○名取委員長　以上で、議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。お疲れさまでございました。

午前　１０時１９分　閉会